

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2014年10月7日

今月のトピックス 「債券投資は税制改正に注意」

年末に向けて 2015 年度の税制改正の議論が本格化しますが、個人にとって影響がありそうな項目は、住宅ローン控除の延長、配偶者控除の扱いはどうなるのか（2015 年度の改正ではないと思いますが）、NISA（少額投資非課税制度）の拡充、教育資金贈与の期間延長並びに増額などが考えられます。税制改正というどうしても次年度の改正が気になりますが、過去に改正が行われて実施がこれからという項目があることを忘れてはなりません。少々時期が早いかもしれませんが、警鐘を鳴らす意味で 2013 年度の債券の税制改正（施行は 2016 年 1 月から）に触れてみたいと思います。

債券には大きく分けて定期的に利子が支払われる「利付債」と、利子の支払いはなく額面金額よりも割り引かれた価格で発行される「割引債」があります。現在の利付債の課税関係は、利子は 20%の源泉分離課税、償還差益は雑所得で総合課税、売却益は非課税となっています。これに対して割引債は、償還差益は雑所得で総合課税、売却益は譲渡所得で総合課税（ゼロ・クーポン債の場合）となっています。この課税関係が 2016 年 1 月 1 日以降から、上場株式と同様の課税関係になることが、2013 年度の税制改正で決定されているのです。利付債の利子は、20%の申告分離課税扱い。償還差益は 20%の申告分離課税扱い（ただし、満期償還時に 20%の税金が特別徴収される）、売却益も 20%の申告分離課税扱いになります。割引債（ゼロ・クーポン債）も利付債と同じく、償還差益は 20%の申告分離課税扱い（満期償還時に 20%の税金が源泉徴収される）、売却益も 20%の申告分離課税扱いになります。2016 年 1 月 1 日から債券の課税関係は、国内債券、外国債券共に上場株式と同じ扱いになることから、2016 年 1 月 1 日以降に購入した債券は特定口座に入れることができるようになります。ただし、証券会社によって取扱いは異なるケースがあります。

債券の課税関係は大きく変わる (2013年度税制改正点)

債券の種類	利子	売却益	償還差益
利付債	20%の申告分離課税	20%の申告分離課税	20%の申告分離課税（ただし、償還時に20%の税金が源泉徴収（特別徴収））
ゼロ・クーポン債	なし		
デュアル・カレンシー債	20%の申告分離課税		
ディスカウント債	20%の申告分離課税		

・2016年(平成28年)1月から改正される予定
 ・利子については申告分離課税になっているが、実際には利子支払い時に源泉徴収(特別徴収)
 ・売却益が非課税から課税扱いになるため損益通算が可能、また損失の繰越(最長3年間)も可能
 ・損益通算の範囲は債券だけではなく、上場株式や株式投資信託なども可能
 ・2016年(平成28年)1月からは債券を特定口座に入れることが可能になる

あくまでも 2016 年 1 月 1 日以降に購入した債券だけが特定口座に入れることができるのであって、2015 年 12 月 31 日までに購入した債券は特定口座に入れることはできません。上場株式と課税関係が同じになることから、2016 年 1 月 1 日以降には、債券と上場株式等との損益通算が可能になります。たとえば、債券の利子と上場株式やETFなどの売却損、債券の売却損と上場株式の配当金や株式投資信託の普通分配金のような損益通算が可能になります。特定口座に入れることができるのは、2016 年 1 月 1 日以降に購入した債券になりますが、2015 年 12 月 31 日までに購入した債券であっても、上場株式等との損益通算は 2016 年 1 月 1 日以降可能になります。ただし、確定申告が必要になります。

2016 年 1 月 1 日からの債券の課税関係の変更では、既に債券を保有している人、中でもゼロ・クーポン債を保有している人は特に注意が必要です。ゼロ・クーポン債は市場金利の動きによって価格が変動しますが、満期償還が近づくほど額面金額に近づく性質があります。したがってゼロ・クーポン債を満期償還時まで保有せず、満期償還の 1 ヶ月程度前に売却すると、譲渡所得の 50 万円の特別控除が使えるため、売却益を 50 万円以下にすれば実質非課税になるのです。ところが、ゼロ・クーポン債を満期償還時まで保有すると雑所得で総合課税扱いになります。雑所得には譲渡所得のような特別控除はありませんから、償還差益全額が課税の対象となります。ゼロ・クーポン債を既に保有している人で、譲渡所得の特別控除を利用しようと考えているのであれば、タイムリミットは 2015 年 12 月 31 日までですので注意してください。なお、譲渡所得の特別控除 50 万円は、年間 50 万円であって 1 取引あたりではありません。また、文中の税率は復興特別所得税を考慮していません。